

令和2年度

集團指導資料

(居宅介護支援・介護予防支援)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

令和3年3月

岡山市保健福祉局高齢福祉部 事業者指導課

令和2年度集団指導資料（居宅介護支援・介護予防支援） 目次

事業者指導課（訪問居宅事業者係）からのお知らせ	1
主な関係法令	4
令和3年度介護報酬改定における改定事項について （厚生労働省の資料から抜粋）	6
居宅介護支援事業所の人員・運営基準について（留意事項）	22
総合事業における日割り算定について	36
「生活援助中心型」の単位を算定する場合	39
モニタリングに係る「特段の事情」の取扱いについて	42
定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて（参考資料）	46
最先端介護機器貸与モデル事業（令和3年度の変更点）（医療政策推進課）	49
質問票・電話番号等の変更届（様式）	53
（別冊）その他の資料（新旧対照表）	
○条例・規則の改正案	
◆岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 （平成26年条例第31号）《略称：基準条例》	別冊1
◆岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 （平成26年条例第32号）《略称：予防支援条例》	別冊11
◆岡山市介護予防ケアマネジメント実施規則 （平成29年規則第16号）《略称：ケアマネジメント規則》	別冊18
○介護報酬告示の改定案	
◆指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造	別冊49
◆指定居宅介護支援介護に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	別冊50
◆指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造	別冊57
◆指定介護予防支援介護に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	別冊58

事業者指導課（訪問居宅事業者係）からのお知らせ

1 令和3年度介護報酬改定について

- 今回の介護報酬改定（令和3年4月1日改正施行）では、感染症や災害が発生した場合を含めて、利用者に必要な質の高いサービスが安定的・継続的に提供される体制の構築を図るため、各基準や報酬の見直しが行われました。
- 本資料に厚生労働省の公開資料から、居宅介護支援および介護予防支援に関するページを抜粋して掲載しています。必ずご確認くださいようお願いします。
 - ※ 資料中、「2（6）①質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）②」については、（特定事業所加算の見直し等）という表記にはなっていますが、特定事業所加算の算定の有無に関わらず、**すべての事業所が対象**になります。

運営基準減算に関係しています。

以下に、平成30年度改定で加わった事項と併せて、新留意事項通知から該当部分を抜粋したので、ご確認ください。（下線部分が令和3年度改正で加わった事項）

- (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、
- ・ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること
 - ・ 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
 - ・ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下(1)において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合
- について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

○令和3年度介護報酬改定に対応した居宅サービス計画の変更について

令和3年度介護報酬改定により、各サービスの基本単位や各種の加算・減算の見直し等が行われます。

これに対応した居宅サービス計画の変更については、以下を参考にして、居宅サービス計画の作成の一連の手続きが必要か否かの判断をしてください。

① 居宅サービス計画そのものに変更がある場合

アセスメントとケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じたサービスを提供するために変更する場合は、居宅サービス計画の変更に伴い、基準条例第16条第3号から第11号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です。

本来はサービス提供前に一連の業務を行うべきですが、介護報酬改定に対応した居宅サービス計画の変更については、制度改正に関する国からの情報が遅れたこともあり、サービス提供前に一連の業務を行うことが間に合わない場合は、事後的になるべく速やかに行ってくださいよう、お願いします。

(参考) 基準省令の解釈通知 第2の3(7)

なお、利用者の課題分析(第6号)から居宅サービス計画の利用者への交付(第11号)に掲げる一連の業務については、基準第1条に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。

② サービス利用票(第6表)及びサービス利用票別表(第7表)のみを変更する場合

利用者の解決すべき課題や目標に変化がなく、現在進行中の居宅サービス計画に位置付けた目標、期間、サービス内容を変更する必要がないが、利用中のサービス事業所が新設された体制加算を算定する場合や、現在算定している基本報酬等の増減がある場合であって、既に4月分サービス利用票(第6表)及びサービス利用票別表(第7表)を交付している場合は、6表及び7表を再作成して交付する必要があります。

この場合も、サービス事業所で利用者に対し重要事項説明書により説明をし、同意を得る必要があります。

※ 新設された体制加算の算定に伴い、サービスの開始、廃止、サービス提供時間数の変更などサービス内容に変更が生じる場合は①の例に該当するので、一連の業務が必要となります。

2 管理者要件について

令和3年3月31日までの経過措置期間終了に伴い、令和3年4月1日から管理者の要件が主任介護支援専門員であることとなります。

ただし、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない介護支援専門員であった事業所は、その管理者が管理者である限り令和9年3月31日まで猶予されます。

なお、以下の場合は、管理者を介護支援専門員とする取扱いが可能です。

○不測の事態により主任介護支援専門員を管理者とできなくなった場合。この場合、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と「管理者確保のための計画書」の提出が必要になります。

○特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合。

3 各種書類等の提出期限について

(1) 令和3年度の特定事業所集中減算に係る届出書

①前期 令和3年9月15日(水)

②後期 令和4年3月15日(火)

(2) 令和3年4月1日適用開始の体制届 …… 令和3年4月15日(木)

※令和3年度介護報酬改定による特例。通常は前月15日締切。

①令和3年4月に算定を開始する場合

→提出期限は令和3年4月15日(木)

②令和3年5月以降に算定を開始する場合

→提出期限は算定開始月の前月15日 ※通常どおり

※添付書類の様式等が決まりましたら、岡山市事業者指導課ホームページ等でお知らせします。

4 自己点検シートの活用について

事業者が運営状況を確認し、法令順守を行うため、自己点検シートによる定期的（1年に1回以上）な自己点検をお願いします。

様式は各サービス種別毎に掲載しておりますので、ダウンロードしてお使いください。

5 各種様式及び資料の掲載場所について

各種様式及び資料については、下記の岡山市事業者指導課ホームページに掲載しています。ご利用の際は、最新版（制度改正を反映した改訂版）をご確認いただき、必要に応じてダウンロードしてください。

https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_9.html

検索ワード 「岡山市 事業者指導課 介護保険事業所 トップページ」

6 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容も含めて、疑義照会・質問等については、原則として「質問票」へ記入し、事業者指導課へEメール又はFAXにより行ってください。

様式はホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてお使いください。

主な関係法令

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

【居宅介護支援】

国の基準省令

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

⇒平成26年度から

- ・岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第31号）
- ・岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成26年市規則第44号）

国の基準省令の解釈通知

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）

⇒平成26年度から

- ・介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅介護支援等の基準等について（平成26年岡事指第1562-1号）

報酬告示他

- ・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）
- ・介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年老企第29号）
- ・退院・退所加算に係る様式例（平成21年老振発第0313001号）

【介護予防支援】

国の基準省令

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第37号）

⇒平成26年度から

- ・岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第32号）
- ・岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成26年岡山市規則第45号）

国の基準省令の解釈通知

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年老振発第0331003号）

⇒平成26年度から

- ・介護保険法に基づき条例で規定された指定介護予防支援等の基準等について
(平成26年岡事指第1562-2号)

【介護予防ケアマネジメント】

- ・岡山市介護予防ケアマネジメント実施規則(平成29年市規則第16号)

報酬告示他

- ・指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚労省告示第129号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号：別紙1）

※国の法令・通知等は、次の文献、ホームページ等でご確認ください。

- 文献： 介護報酬の解釈 **1**単位数表編（発行：社会保険研究所）…青本（令和元年10月版）
介護報酬の解釈 **2**指定基準編（発行：社会保険研究所）…赤本（平成30年4月版）
介護報酬の解釈 **3**QA・法令編（発行：社会保険研究所）…緑本（平成30年4月版）

ホームページ：

- ・厚生労働省 介護報酬改定に関する告示、通知、Q & A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html
- ・WAM NET（福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト）
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>
- ・岡山市事業者指導課 トップページ
https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_9.html

令和3年度介護報酬改定における 改定事項について

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

6. 居宅介護支援・介護予防支援

改定事項

- 居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ② 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ③ 2(4)⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- ④ 2(6)①質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)
- ⑤ 2(6)②逡減制の見直し
- ⑥ 2(6)③医療機関との情報連携の強化
- ⑦ 2(6)④看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価
- ⑧ 2(6)⑤介護予防支援の充実(予防のみ)
- ~~⑨ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保~~
- ⑩ 5(1)⑪生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証
- ⑪ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- ⑫ 5(2)②居宅介護支援における(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止★ 209

全サービス共通

改定事項

- ① 1(1)①感染症対策の強化★
- ② 1(1)②業務継続に向けた取組の強化★
- ③ 3(2)①CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進★
- ④ 4(1)⑥人員配置基準における両立支援への配慮★
- ⑤ 4(1)⑦ハラスメント対策の強化★
- ⑥ 4(2)④会議や多職種連携におけるICTの活用★
- ⑦ 4(3)①利用者への説明・同意等に係る見直し★
- ⑧ 4(3)②員数の記載や変更届出の明確化★
- ⑨ 4(3)③記録の保存等に係る見直し★
- ⑩ 4(3)④運営規程等の掲示に係る見直し★
- ⑪ 6②高齢者虐待防止の推進★
- ~~⑫ 6④地域区分★~~

居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬

単位数																																																																									
<p>居宅介護支援費（Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所 <p>○居宅介護支援（ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">< 現行 ></td> <td style="text-align: center;">></td> <td style="text-align: center;">< 改定後 ></td> </tr> <tr> <td>(一)要介護1又は2</td> <td style="text-align: right;">1,057単位/月</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,076単位/月</td> </tr> <tr> <td>(二)要介護3、4又は5</td> <td style="text-align: right;">1,373単位/月</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,398単位/月</td> </tr> </table> <p>○居宅介護支援（ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">< 現行 ></td> <td style="text-align: center;">></td> <td style="text-align: center;">< 改定後 ></td> </tr> <tr> <td>(一)要介護1又は2</td> <td style="text-align: right;">529単位/月</td> <td></td> <td style="text-align: right;">539単位/月</td> </tr> <tr> <td>(二)要介護3、4又は5</td> <td style="text-align: right;">686単位/月</td> <td></td> <td style="text-align: right;">698単位/月</td> </tr> </table> <p>○居宅介護支援（ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">< 現行 ></td> <td style="text-align: center;">></td> <td style="text-align: center;">< 改定後 ></td> </tr> <tr> <td>(一)要介護1又は2</td> <td style="text-align: right;">317単位/月</td> <td></td> <td style="text-align: right;">323単位/月</td> </tr> <tr> <td>(二)要介護3、4又は5</td> <td style="text-align: right;">411単位/月</td> <td></td> <td style="text-align: right;">418単位/月</td> </tr> </table>		< 現行 >	>	< 改定後 >	(一)要介護1又は2	1,057単位/月		1,076単位/月	(二)要介護3、4又は5	1,373単位/月		1,398単位/月		< 現行 >	>	< 改定後 >	(一)要介護1又は2	529単位/月		539単位/月	(二)要介護3、4又は5	686単位/月		698単位/月		< 現行 >	>	< 改定後 >	(一)要介護1又は2	317単位/月		323単位/月	(二)要介護3、4又は5	411単位/月		418単位/月	<p>居宅介護支援費（Ⅱ）【新区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所 <p>○居宅介護支援（ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">< 現行 ></td> <td style="text-align: center;">></td> <td style="text-align: center;">< 改定後 ></td> </tr> <tr> <td>(一)要介護1又は2</td> <td style="text-align: center;">新規</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,076単位/月</td> </tr> <tr> <td>(二)要介護3、4又は5</td> <td style="text-align: center;">新規</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,398単位/月</td> </tr> </table> <p>○居宅介護支援（ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">< 現行 ></td> <td style="text-align: center;">></td> <td style="text-align: center;">< 改定後 ></td> </tr> <tr> <td>(一)要介護1又は2</td> <td style="text-align: center;">新規</td> <td></td> <td style="text-align: right;">522単位/月</td> </tr> <tr> <td>(二)要介護3、4又は5</td> <td style="text-align: center;">新規</td> <td></td> <td style="text-align: right;">677単位/月</td> </tr> </table> <p>○居宅介護支援（ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">< 現行 ></td> <td style="text-align: center;">></td> <td style="text-align: center;">< 改定後 ></td> </tr> <tr> <td>(一)要介護1又は2</td> <td style="text-align: center;">新規</td> <td></td> <td style="text-align: right;">313単位/月</td> </tr> <tr> <td>(二)要介護3、4又は5</td> <td style="text-align: center;">新規</td> <td></td> <td style="text-align: right;">406単位/月</td> </tr> </table>		< 現行 >	>	< 改定後 >	(一)要介護1又は2	新規		1,076単位/月	(二)要介護3、4又は5	新規		1,398単位/月		< 現行 >	>	< 改定後 >	(一)要介護1又は2	新規		522単位/月	(二)要介護3、4又は5	新規		677単位/月		< 現行 >	>	< 改定後 >	(一)要介護1又は2	新規		313単位/月	(二)要介護3、4又は5	新規		406単位/月
	< 現行 >	>	< 改定後 >																																																																						
(一)要介護1又は2	1,057単位/月		1,076単位/月																																																																						
(二)要介護3、4又は5	1,373単位/月		1,398単位/月																																																																						
	< 現行 >	>	< 改定後 >																																																																						
(一)要介護1又は2	529単位/月		539単位/月																																																																						
(二)要介護3、4又は5	686単位/月		698単位/月																																																																						
	< 現行 >	>	< 改定後 >																																																																						
(一)要介護1又は2	317単位/月		323単位/月																																																																						
(二)要介護3、4又は5	411単位/月		418単位/月																																																																						
	< 現行 >	>	< 改定後 >																																																																						
(一)要介護1又は2	新規		1,076単位/月																																																																						
(二)要介護3、4又は5	新規		1,398単位/月																																																																						
	< 現行 >	>	< 改定後 >																																																																						
(一)要介護1又は2	新規		522単位/月																																																																						
(二)要介護3、4又は5	新規		677単位/月																																																																						
	< 現行 >	>	< 改定後 >																																																																						
(一)要介護1又は2	新規		313単位/月																																																																						
(二)要介護3、4又は5	新規		406単位/月																																																																						
介護予防支援費	< 現行 > 431単位/月	>	< 改定後 > 438単位/月																																																																						

181

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

概要

- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

188

2.(1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

概要

【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く）★】

- 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導を除く)を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることとする。【通知改正】
具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平18老振発0331007）別添1について以下の改正を行う。

【現行】

別添1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名：

事業所番号：

(枝番)

基本情報調査票：夜間対応型訪問介護

(20XX年XX月XX日現在)

計画年度	年度	記入年月日
記入者名		所属・職名

3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項				
従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況				
事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況				
(その内容)				
実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組				
アセッサー(評価者)の人数		人		
段位取得者の人数	レベル2①	レベル2②	レベル3	レベル4
	人	人	人	人
外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況				[] 0.なし・1.あり

【見直し】

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、その他の研修の欄を設け、受講人数を入力させる

10

2.(2)① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

概要

【短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、訪問看護等のターミナルケア加算における対応と同様に、基本報酬（介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設によるものを除く））や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】
- 施設系サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

算定要件等

- ターミナルケアに係る要件として、以下の内容等を通知等に記載する。
 - ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
- 施設サービス計画の要件として、以下の内容等を運営基準の通知に記載する。
 - ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

14

2.(4)⑦ 退院・退所時のカンファレンスにおける 福祉用具専門相談員等の参画促進

概要	【居宅介護支援、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】
○ 退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、居宅介護支援の退院・退所加算や施設系サービスの退所時の支援に係る加算において求められる退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画することを明確化する。【通知改正】	

単位数	○ 変更なし。				
※ 指定居宅介護支援における退院・退所加算					
	(Ⅰ)イ 450単位	(Ⅰ)ロ 600単位	(Ⅱ)イ 600単位	(Ⅱ)ロ 750単位	(Ⅲ) 900単位
関係者からの利用者に係る必要な情報提供の回数	1回 (カンファレンス以外の方法により実施)	1回 (カンファレンスにより実施)	2回以上 (カンファレンス以外の方法により実施)	2回 (うち1回以上はカンファレンスを実施)	2回以上 (うち1回以上はカンファレンスを実施)

算定要件等	○ 居宅介護支援における退院・退所加算のカンファレンスの要件について、以下の内容を通知に記載する。 ・ 退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。
--------------	--

45

2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)①-1

概要	【居宅介護支援】
○ 経営の安定化、質の高いケアマネジメントの一層の推進を図る観点から、特定事業所加算について、以下の見直しを行う。【告示改正】	
ア 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることを要件として求める。	
イ 小規模事業所が事業所間連携により質の高いケアマネジメントを実現していくよう、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価するような区分を創設する。	
ウ 特定事業所加算（Ⅳ）について、加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までと異なり、病院との連携や看取りへの対応の状況を要件とするものであることを踏まえ、医療と介護の連携を推進する観点から、特定事業所加算から切り離れた別個の加算とする。	

単位数		
	< 現行 >	< 改定後 >
	特定事業所加算（Ⅰ） 500単位/月	⇒ 特定事業所加算（Ⅰ） 505単位/月
	特定事業所加算（Ⅱ） 400単位/月	⇒ 特定事業所加算（Ⅱ） 407単位/月
	特定事業所加算（Ⅲ） 300単位/月	⇒ 特定事業所加算（Ⅲ） 309単位/月
	なし	⇒ 特定事業所加算（A） 100単位/月（新設）
	< 現行 >	< 改定後 >
	特定事業所加算（Ⅳ） 125単位/月	→ 特定事業所医療介護連携加算 125単位/月

50

2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)①-2

算定要件等		【特定事業所加算】			
算定要件	特定事業所加算(Ⅰ)	特定事業所加算(Ⅱ)	特定事業所加算(Ⅲ)	特定事業所加算(Ⅳ)	
	505単位	407単位	309単位	100単位	
(1)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上	
(2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤:1名以上 非常勤:1名以上 (非常勤は他事業所との兼務可)	
(3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること	○	○	○	○	
(4)24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可	
(5)算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×	×	×	
(6)当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可	
(7)地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○	
(8)地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○	
(9)居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○	
(10)指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満)であること	○	○	○	○	
(11)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○	○	○	○ 連携でも可	
(12)他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可	
(13)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○	

【特定事業所医療介護連携加算】(現行の特定事業所加算(Ⅳ)と同じ)

特定事業所医療介護連携加算 125単位	
(1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上	
(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を6回以上算定	
(3)特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること	

51

2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)②

概要	【居宅介護支援】
○ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。【省令改正】	
・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合	
・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合	



52

2.(6)② 逡減制の見直し

概要

【居宅介護支援】

- 適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上の場合40件目から、60件以上の場合60件目からそれぞれ評価が低くなる（40件未満は居宅介護支援費（Ⅰ）、40件以上60件未満の部分は同（Ⅱ）、60件以上の場合同（Ⅲ）が適用される）逡減制において、一定のICT（AIを含む）の活用又は事務職員の配置を行っている事業者については、逡減制の適用（居宅介護支援費（Ⅱ）の適用）を45件以上の部分からとする見直しを行う。その際、この取扱いを行う場合の逡減率（居宅介護支援（Ⅱ）及び（Ⅲ）の単位数）について、メリハリをつけた設定とする見直しを行う。【告示改正】

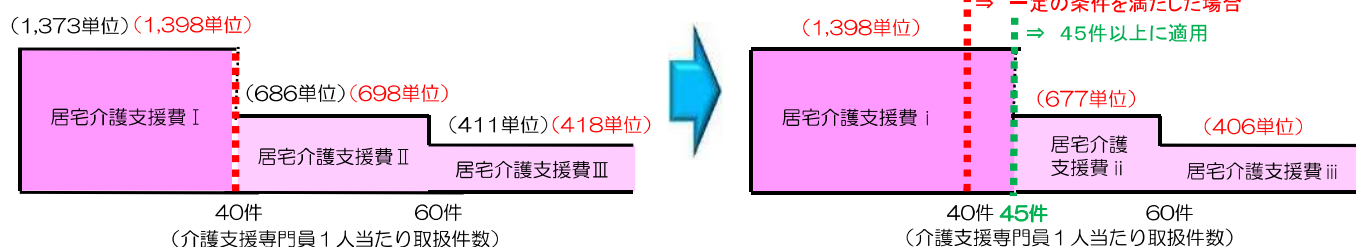
※ 特定事業所加算における「介護支援専門員1人当たりの受け入れ可能な利用者数」について、この取扱いを踏まえた見直しを行う。（2（6）①参照）

- 逡減制における介護支援専門員1人当たりの取扱件数の計算に当たり、現在、事業所が自然災害や感染症等による突発的な対応で利用者を受け入れた場合は、例外的に件数に含めないこととしているが、地域の実情を踏まえ、事業所がその周辺の中山間地域等の事業所の存在状況からやむを得ず利用者を受け入れた場合についても例外的に件数に含めない見直しを行う。【告示改正】

例：要介護3・4・5の場合（黒字：現行の単位数、赤字：改定後の単位数）

【現行】

【改定後：ICT等を活用する場合】



53

2.(6)③ 医療機関との情報連携の強化

概要

【居宅介護支援】

- 居宅介護支援について、医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を進める観点から、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを一定の場合に評価する新たな加算を創設する。【告示改正】

単位数

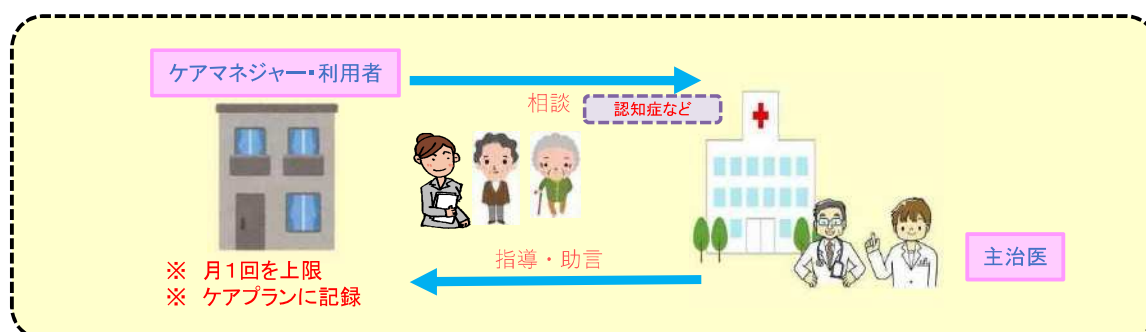
<現行>
なし

<改定後>

通院時情報連携加算 50単位/月（新設）

算定要件等

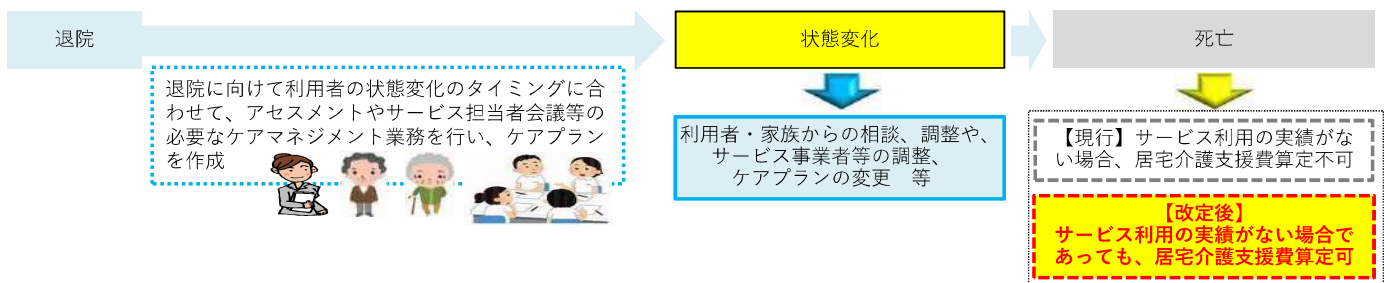
- ・利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする
- ・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合



54

2.(6)④ 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

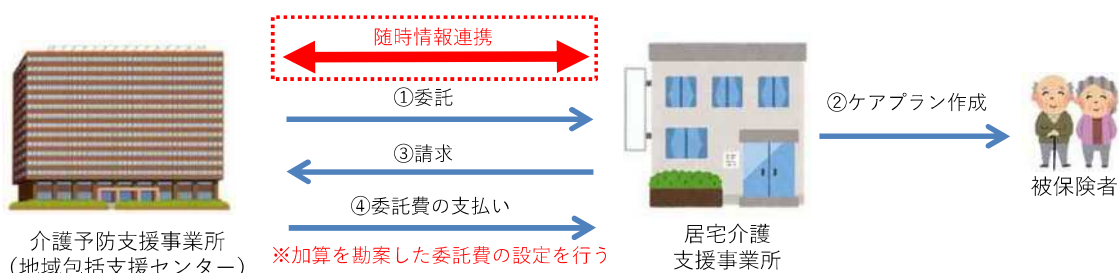
概要	【居宅介護支援】
○ 看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする見直しを行う。【通知改正】	
単位数	
< 現行 > サービス利用の実績がない場合は請求不可	⇒ < 改定後 > 居宅介護支援費を算定可
算定要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の（原案の）作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること ・居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと



55

2.(6)⑤ 介護予防支援の充実

概要	【介護予防支援】
○ 介護予防支援事業所が居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から、介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価する新たな加算を創設する。【告示改正】	
単位数	
< 現行 > なし	⇒ < 改定後 > 委託連携加算 300単位/月 (新設)
算定要件等	<p>○ 利用者1人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定する</p> <p>※ 当該加算を算定した際には、介護予防支援事業所に対して、当該加算を勘案した委託費の設定等を行うよう求める。</p>

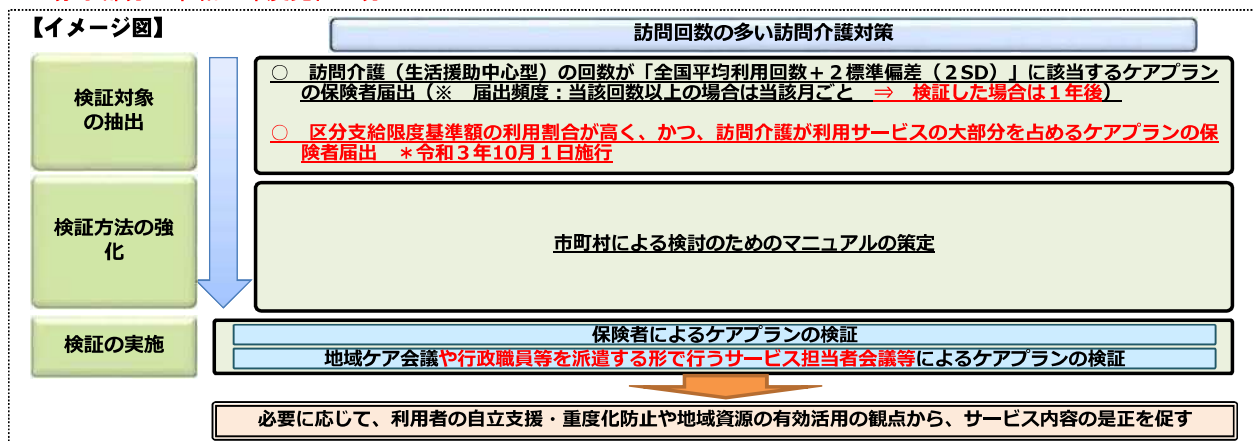


56

5.(1)⑪ 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

概要	【居宅介護支援】
<p>○ 平成30年度介護報酬改定において導入された生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランの検証の仕組みについて、実施の状況や効果を踏まえて、ケアマネジャーや市町村の事務負担にも配慮して、届出のあったケアプランの検証や届出頻度について、以下の見直しを行う。【通知改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検証の仕方について、地域ケア会議のみならず、行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での対応を可能とする ・ 届出頻度について、検証したケアプランの次回の届出は1年後とする <p>○ より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることでできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限につながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。【省令改正】（効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行）</p>	

※ 赤字部分：令和3年度見直し分



152

5.(1)⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

概要	【ア：訪問系サービス★（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス★（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★を除く）、福祉用具貸与★ イ：居宅介護支援】
<p>○ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、以下の対応を行う。</p> <p>ア 訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）及び福祉用具貸与について、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする【省令改正】。また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する【通知改正】。</p> <p>イ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。 （居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行）</p>	

153

5.(2)② 居宅介護支援における (看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

概要

【居宅介護支援★】

- (看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について、報酬体系の簡素化の観点から、算定実績を踏まえて、廃止する。

単位数

<現行>			<改定後>	
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月	⇒	廃止	
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月			
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月			

156

1. ① 感染症対策の強化

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】
- ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・ その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

1. ② 業務継続に向けた取組の強化

概要	【全サービス★】
<p>○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】</p>	

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。）

掲載場所： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

主な内容

- ・BCPとは
- ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割
- ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

主な内容

- ・BCPとは
- ・防災計画と自然災害BCPの違い
- ・介護サービス事業者に求められる役割
- ・BCP作成のポイント
- ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等

4

3. (2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進①

概要	【全サービス★】
<p>○ 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 施設系サービス、通所系サービス、居住系サービス、多機能系サービスについて、CHASEの収集項目の各領域（総論（ADL）、栄養、口腔・嚥下、認知症）について、事業所の全ての利用者に係るデータを横断的にCHASEに提出してフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画への反映、事業所単位でのPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を評価する加算を創設する。その際、詳細な既往歴や服薬情報、家族の情報等より精度の高いフィードバックを受けることができる項目を提出・活用した場合には、更なる評価を行う区分を設定する。【告示改正】</p> <p>※ 提出・活用するデータについては、サービスごとの特性や事業所の入力負担等を勘案した項目を設定。</p> <p>イ CHASEの収集項目に関連する加算等において、利用者ごとの計画書の作成とそれに基づくPDCAサイクルの取組に加えて、データ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を図ることを評価・推進する。【告示改正】</p> <p>※ 認知症対応型通所介護について記載。このほか、通所介護や特別養護老人ホーム等の個別機能訓練加算における新たな区分の創設や、リハビリ、栄養関係の加算における要件化を実施。</p> <p>ウ 介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービス（居宅介護支援を除く）について、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。居宅介護支援については、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨する。【省令改正】</p>	

※ 令和3年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる予定。

科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE ライフ）